

令和3年福島県沖を震源とする地震により被災されたお客様に対する 電気料金等の特別措置について

このたびの令和3年福島県沖を震源とする地震により被災されたお客様に、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、このたびの地震に伴う影響で、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、電気料金等の特別措置の適用を行うことといたしました。

対象となる地域において、被災されたお客様からのお申し出に応じて適用させていただきます。お客様の状況に応じて、ご相談させていただきますので、下記連絡先へご連絡ください。

1 適用対象

令和3年福島県沖を震源とする地震により災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村で当社と電気のご契約をいただいているお客様。

災害救助法の対象となる市町村は別紙および内閣府ホームページにおいてご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2 特別措置の内容

ア 電気料金の支払期日の1ヶ月間延長

以下表の通り、電気料金の支払期限を延伸いたします。

低圧のお客様	2020年11月分、12月分、2021年1月分および2月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。
高圧・特別高圧のお客様	2021年1月分、2月分、3月分および4月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

イ 不使用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を被災日が属する月分の次の月分から6ヶ月間に限り、免除いたします。

ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客様が被災前と同じ契約内容で2021年8月末日までに電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の変更を2021年8月末日までに申し込まれた場合は、諸工料を申し受けません。

工 臨時工事費の免除

被災されたお客様が臨時電灯または臨時電力の使用を2021年8月末日までに申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2021年8月末日までの間は、復旧するまでその使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

■お問合せ先

低圧のお客様

出光昭和シェル「電気お客様センター」
☎0120-033-364（フリーダイヤル）
※ガイダンス6「その他」をお選びください
☎03-6627-1820（IP電話などフリーダイヤルをご利用になれない場合）
【受付時間】9:00-17:30（12月30日～1月4日を除く）

高圧・特別高圧のお客様

出光興産株式会社 電力・再エネ販売部
☎03-6870-6552
【受付時間】9:00-17:30（土日祝日および年末年始・当社指定休日を除く）

(別紙)

対象市町村名

●災害救助法適用市町村

都道府県	市町村
福島県	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町

●隣接する地域

都道府県	市町村
宮城県	白石市、刈田郡七ヶ宿町、伊具郡丸森町、亶理郡山元町
山形県	米沢市、東置賜郡高畠町
福島県	会津若松市、いわき市、二本松市、田村市、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡柳津町、大沼郡昭和村、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村
栃木県	那須郡那須町

以上